

阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会規約

平成 30 年 4 月 10 日 制定

令和 6 年 月 日一部改正

(目的)

第 1 条 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を次のところに置く。

阿武隈急行沿線開発推進協議会の事務局を置く自治体

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること
- (2) 網形成計画の実施に関する協議及び連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(協議会の委員)

第 5 条 協議会の委員は別表 1 に掲げる者とする。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、第 5 条第 1 項の規定に基づく委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使について、代理人を選任することができる。
- 4 会議の議決方法は、出席委員(代理人を含む。以下同じ)の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めた協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面決議により、議事を決定することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を設置する。幹事会には座長、副座長を設置する。

- 2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第11条 協議会に提案する事項について、部分的に協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会の下に方部会を設置することができる。

- 2 地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の所在は、阿武隈急行沿線開発推進協議会の事務局を置く自治体に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第17条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から30日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月10日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条の規定にかかわらず、この規約施行後最初の協議会は、阿武隈急行沿線開発推進協議会会長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。